

横浜市における保育所運営等の現状について

1. 保育所定員や待機児童数等の推移

(各年4月1日の数値)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
保育所数	289	327	368	383	402
保育所定員	26,689	29,888	32,994	33,944	35,582
入所児童数	26,306	29,264	31,971	33,442	34,249
就学前児童数(A)	201,626	200,022	198,183	196,763	195,898
入所申込数(B)	28,112	30,769	32,999	34,841	35,890
申込率(B/A)	13.94%	15.38%	16.65%	17.71%	18.32%
待機児童数(新定義)	1,190	643	353	576	707

2. 保育所運営費の推移

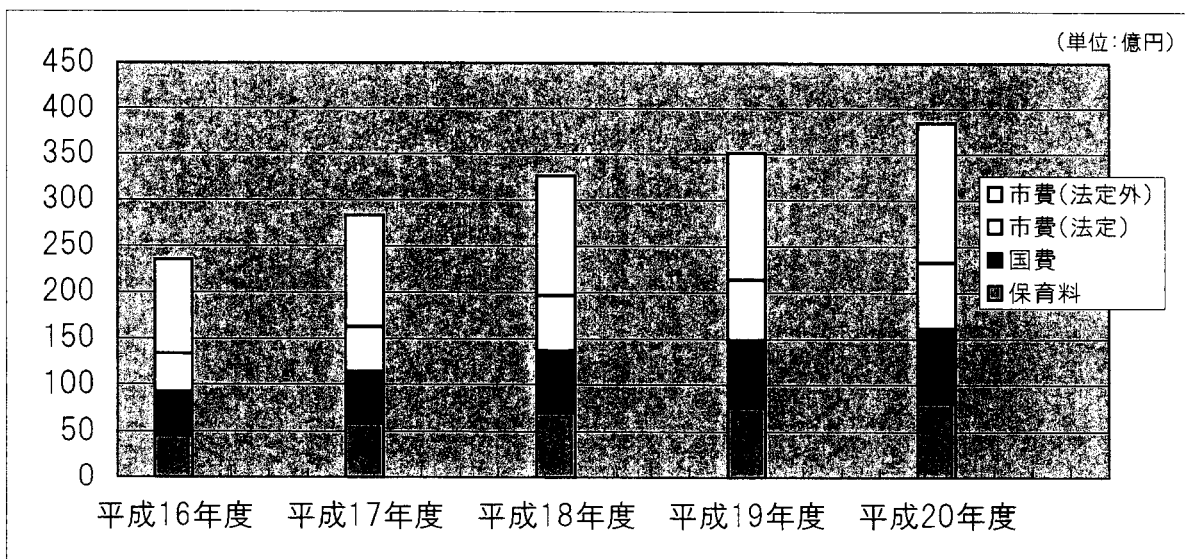
(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
保育料	4,498,418	5,885,329	7,039,123	7,580,051	8,056,695
国費	4,721,870	5,451,005	6,660,754	7,307,688	8,023,371
市費(法定)	4,138,790	4,894,150	5,916,804	6,478,114	7,175,121
市費(法定外)	10,171,073	12,074,842	13,004,317	13,781,621	15,239,096
合計	23,530,151	28,305,326	32,620,998	35,147,474	38,494,283

※原則保育時間(8時間)、長時間保育(8~11時間)、時間延長サービス(11時間超)の運営費

※平成20年度のみ予算額、その他の年度は決算額を使用。(民間保育所の運営費のみ計上)

<図1> 保育所運営費の推移



3. 保育所入所選考を行う際の基準(保育に欠ける要件について)

本市では、保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに、保育所入所を申し込むことができますとしています。

- (1)会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日(週4日)以上働いているとき
- (2)出産の準備や出産後の休養が必要なとき(産前産後8週間)
- (3)病気や障害のため保育が困難なとき
- (4)病人や障害者を介護しているとき
- (5)自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6)その他(仕事を探しているとき、職業訓練校・専門学校・大学などに通っているとき など)

4. 横浜保育室について

(1)横浜保育室とは

横浜市の独自基準を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

助成は、市内在住で保育に欠ける3歳未満児を対象とし、おおむね4人に1人の保育従事者、全施設で給食提供、平日11時間・土曜日8時間以上の開所、保育料上限58,100円/月などのルールを定めています。

(2)入所要件の確認方法について

保育に欠ける要件(認可保育所と同じ)を施設が保護者に説明し、雇用証明書等を確認します。助成金請求時にそれらを添付し区で審査します。

(3)入所者の決定方法について

施設責任で入所者を決定しています。
決定方法について実態は把握していませんが、先着順が多いと思われます。

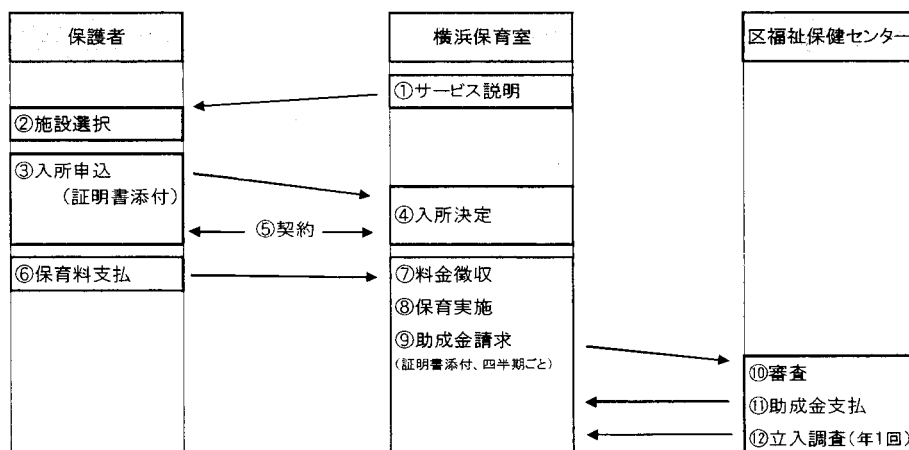
(4)保育料の徴収方法について

上限(58,100円/月)を超えない範囲で、年齢別や利用時間及び日数による設定など施設判断で設定しています。所得階層別の保育料体系としている施設はほとんどありません。保護者との契約に基づいて、施設が直接徴収しています。

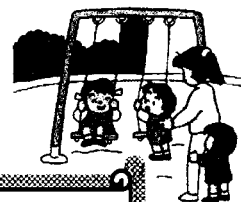
(5)保護者負担の軽減について

上限保育料を定め、著しく保育料が高額となることを抑制しているほか、
①きょうだいが保育所や幼稚園に通っている場合は月額18,000円を、
②所得がD12階層以下の世帯は、月額10,000円を施設に対して助成しています。
施設は助成額分、保育料を引き下げ、保護者負担の軽減を図っています。

<横浜保育室事務フロー>



平成20年度 横浜市保育所入所案内



保育所とは？

保護者が働いていたり、病気などのために家庭で保育できないお子さんを、保護者に代わって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

I 認可保育所への入所について

1 保育所に申し込みをできるのはどんなとき？

保護者が、次のような理由で、お子さんを保育できないときに申し込めます。

ただし、保護者に代わって、同居の祖父母などが保育できるときは、保育所に入所できない場合があります。

- (1) 会社や自宅を問わず、1日4時間以上、月16日以上働いているとき
- (2) 出産の準備や出産後の休養が必要なとき（産前産後8週間）
- (3) 病気や障害のため保育が困難なとき
- (4) 病人や障害者を介護しているとき
- (5) 自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき
- (6) その他

- 例
- ・大学や職業訓練校、専門学校などに通っているとき
 - ・仕事を探しているとき（入所後、3か月以内に就職することが条件となります。）
 - ・別居の親族を常時介護しているとき
 - ・育児休業明けの入所可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。（例えば4月1日入所可能の方は、4月1日から4月30日の間に育児休業が終了する方です。）

2 申し込み方法

- (1) 申し込みは、**保育所の所在地の区の区役所サービス課**で、常時受け付けています。4月からの入所については、1月から別途申し込みを受け付けます。

詳しくは「広報よこはま区版11月号(港北区、戸塚区)または12月号(その他の区)」をごらんください。
(港南区、港北区、青葉区、戸塚区では、12月から申し込みを受け付けます。詳しくは、区役所サービス課にお問い合わせください。)

- (2) 市外の保育所を希望するときは、お住まいの区の区役所サービス課にお申し込みください。
- (3) 保育所の入所に関するお問い合わせ先につきましては下記をご参照ください。

- ① 横浜市子ども青少年局ホームページ (<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/nyuusyo.html>)
- ② 各区福祉保健センターサービス課

区名	電話番号	FAX番号
鶴見	045-510-1839	045-510-1887
神奈川	045-411-7113	045-324-3702
西	045-320-8472	045-290-3422
中	045-224-8171	045-224-8159
南	045-743-8249	045-714-7989
港南	045-847-8458	045-845-9809
保土ヶ谷	045-334-6353	045-334-6030
旭	045-954-6173	045-955-2675
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7772	045-788-7794
港北	045-540-2320	045-540-2396
緑	045-930-2432	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2427
都筑	045-948-2318	045-948-2309
戸塚	045-866-8466	045-866-8473
栄	045-894-8411	045-893-3083
泉	045-800-2415	045-800-2513
瀬谷	045-367-5703	045-364-2346

- ③ 横浜市コールセンター（申し込み書類の書き方・受付の日程等一般のお問い合わせ）

電話番号 045-664-2525

FAX番号 045-664-2828

3 申し込みに必要な書類

1	保育所入所申込書 保育所入所申込補助票 保育所入所申立書	必ずお書きください。	
2	「保育できないこと」を証明する書類 ※65歳以上の方を除き、同居されている親族全員の書類が必要です。 ※すでに、働いている方でも「雇用証明書」の提出がない場合には、入所の選考で求職者と同様の扱いとなります。	会社や自宅等で雇用されて、働いている方、就職が内定している方	雇用(内職)証明書
		自営業の方	事業経営届(雇用証明書の裏面です)
		出産の準備、産後の静養の場合	母子健康手帳
		保護者などが病気の時	診断書
		病人を介護しているとき	病人の診断書 介護または付き添いに関する申立書
		保護者などが心身障害の時	身体障害者手帳等
3	税額の証明書 ※保護者(世帯状況により同居の祖父母)のものが 必要です。	確定申告される方	平成19年分確定申告書(控) ※原則税務署の受付の受理印のあるもの
		給与所得のみの方	平成19年分源泉徴収票
		※どちらの方も、税額が0円の場合でも提出してください。 ※平成19年1月2日以降に横浜市内に転入した方は、 次の書類も必ずご提出ください。 平成19年1月1日現在の住所地の市町村が発行する 平成19年度(平成18年所得分)住民税課税証明書	

※原本の返却を希望される方は、原本と一緒に写しもお持ちください。

※認可保育所以外に有償で預けている方は、契約書等の証明資料をご提出ください。

※上記の様式類及び記入例については横浜市子ども青少年局のホームページからダウンロードできます。また、その他、入所選考基準表やQ&A集もありますのでご利用ください。

4 入所選考

- (1) 横浜市の入所選考基準に基づき、保育の実施会議で入所者を決定しています。
- (2) 選考結果は「入所承諾通知書」または「入所不承諾(保留)通知書」でお知らせします。
- (3) 4月の入所の可否については、2月下旬にお知らせします。
それ以外は、入所が内定した場合、随時連絡をいたします。
- (4) 複数の園に申し込みをしている場合に、いずれかの園で内定となった場合、他の園への申し込みの効力はなくなります(複数の区にまたがる場合も同じです)。内定した園以外の保育所を引き続き希望する場合は、別途申し込みが必要になります。

入所できなかった方 または 入所を辞退される方について

希望された保育所に空きがない場合や、申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合には、保留として希望の保育所の待機者として登録され、翌月以降も選考の対象となります。

一度提出していただいた申込書は、平成21年3月末まで有効です。保留のまま入所できない場合は、あらためて平成21年4月からの入所申し込みをしてください。

申し込んでから入所が内定するまでの間に、家庭状況や就労状況、希望園などの変更があった場合は、区役所サービス課に必ず連絡してください。連絡がない場合、選考上不利になることもあります。また、入所申し込みの必要がなくなった場合は、必ず申し込みの取り下げの届け出を行ってください。

5 保育所の入所選考基準

(基準の考え方)			その他の世帯状況	
<p>*ランクは、A B C D E F Gの順に入所の順位が高いものとします。</p> <p>*お父さん、お母さんでランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。</p> <p>*同居している祖父母が65歳未満の場合、保育可能な方とみなします。その場合、保育できない事を証明する診断書等を提出することが必要です。</p> <p>*障害児・児童福祉の観点から保育に欠ける児童については、この選考基準を基に別途に選考します。</p> <p>*選考に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づきA～Gの順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育に欠ける程度を判定し、入所承諾の順位を判断します。</p>			<p>【ランクアップ項目】</p> <p>①から④は各項目1ランクずつ、⑤は2ランク、最高で2ランクまでアップします。</p> <p>※左記「9ひとり親世帯等」が適用される場合はランクアップしません。</p>	
お父さん、お母さん（※1）が保育できない理由、状況			①ひとり親世帯等	
1 居宅外労働 (外勤・居宅外 自営)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	A	②生活保護世帯	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	B		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	C		
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	D		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	E		
2 居宅内労働 (内勤・居宅内 自宅)	月20日以上かつ1日8時間以上、働いている。	B	③生計中心者の失業	
	月16日以上かつ1日7時間以上、働いている。	C		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満、働いている。	D		
	月16日以上かつ1日7時間以上の仕事に内定している。	E		
	月16日以上かつ1日4時間以上7時間未満の仕事に内定している。	F		
3 産前産後	お母さんが出産又は出産予定日の前後各8週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	D	④横浜保育室・家庭保育福祉員・認可乳児保育所等の卒園児（卒園時に育児休業中だった方で復職時に申込をする場合を含む）	
4(1) 病気・けが	入院または入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A		⑤育休のため退所し、再入所する場合
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	B		
	通院加療を行い、1日4時間、週4日以上安静が必要で保育が困難な場合。	E		
4(2) 心身の障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A		①～⑤は優先順位ではありません。
	身体障害者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B		
	身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E		
5 親族の介護	臥床者・重度心身障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ1日8時間以上保育が困難な場合。	A	【同一ランクで並んだ場合の選考】	
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日7時間以上保育が困難な場合。	B		
	病人や障害者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ1日4時間以上保育が困難な場合。	E		
6 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている。	A	同一ランクで並んだ場合は以下の状況を調整指数により、選考します。（裏面参照）	
7 通学	就職に必要な技能習得のために職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	D		
8 求職中	求職中（入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	G		
9 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立の促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。（求職中の入所期間は3か月です。その期間内に就職しないと退所になります。）	A	①市内在住	
10 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育に欠ける緊急度が高いと判断した場合。	A (※2)	②保育の代替手段 子育て支援者となる同居親族の有無など	
<p>(※1) お父さん、お母さんがいない場合は、その他の保護者。</p> <p>(※2) Aランクかつ2ランクアップ相当として選考します。</p>			③世帯の状況 被介護者の有無など	
			④就労状況 夜勤を伴う変則勤務の有無など	
			⑤ひとり親世帯等	
			⑥きょうだいの状況 きょうだい同一施設入所や多子世帯など	
			⑦課税所得金額	
			①～⑦は優先順位ではありません。	

6 入所選考基準が同一ランクでの調整指数一覧表

(平成20年1月改定)

※ 同一ランクで並んだ場合は、以下の項目に該当する場合に「調整指数」としてそれぞれの項目に点数をつけます。
 ※ この点数が高い方から順番に選考します。なお、調整指数の点数が高い方であってもランクの逆転はありません。

	内容		備考	
保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族に預けている	-1	保育の代替手段については、左記のうち主たるもの1項目のみを適用します。	
	転園（転居を伴う場合及びきょうだい同時入所のための場合は除く、認定こども園からの転園は含む）	-1		
	横浜保育室、家庭保育福祉員、認可乳児保育所の卒園児（卒園時に育児休業をとっており、育児休業明けで認可保育所へ申込み場合も含む）	3		卒園証明書等のある場合に限りです。
	申込児童を〔横浜保育室、家庭保育福祉員、認可保育所、認定こども園〕以外へ有償で預けている（一時保育のみの利用は含まない）	2		契約書等証明資料がある場合に限りです。
	申込児童を横浜保育室、家庭保育福祉員へ預けている（一時保育のみの利用は含まない）	1		
	児童を職場で見ている	-1		
	児童が危険を伴う環境にいる	1		
保育の代替手段に関して、上記以外の場合	0			
世帯の状況	保護者が身体障害者手帳1,2級・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳1,2,3級の一つに該当する場合またはそれと同程度の障害があると認められる心身障害者の場合	2	元のランクの類型が「心身の障害」のときは加点しません。	
	保護者が身体障害者手帳3級以下で保育に著しく負担がかかる場合	1		
	同居家庭内に身体障害者・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳を持っている者がいて介護している場合（当該児童又は保護者がこれらの手帳を持っている場合は除く）	1	元のランクの類型が「親族の介護」のときは加点しません。	
	同居家庭内に要介護1以上の認定者がいて介護している場合（在宅介護に限る）	1		
市内在住	市外在住者（転入予定者は除く）	-8		
就労状況	単身赴任	1		
	両親共に夜勤を伴う変則勤務である世帯	1		
	居宅外自営業であるが、職場が自宅に併設している	-1		
	勤務実績が1か月未満である世帯	-1		
ひとり親世帯等	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいない場合	3		
	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族がいる場合	1		
	元のランクが「9. ひとり親世帯等」の場合	元のランクが「9. ひとり親世帯等」で就労内定の場合 元のランクが「9. ひとり親世帯等」で求職中の場合	-2 -7	上2行の点数と重複して適用されます。
きょうだいの状況	既にきょうだいが入所している場合（きょうだい同一の保育園に入園を希望する場合に限る。）	2		
	既にきょうだいが入所している場合、又はきょうだい同時に申込みをした場合	1		

<同一ランク・同一調整指数で並んだときの選考>

※同一ランク・同一調整指数で並んだときは、以下の順に考慮して選考します。

1	類型間の優先順位(①~⑩の順) ①災害 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤ひとり親等 ⑥居宅内労働 ⑦居宅外・内労働(内定) ⑧就学等 ⑨出産 ⑩求職中
2	両親のうち一方が夜勤を伴う変則勤務である世帯
3	時間的・業務的拘束力の強さ
4	保育の協力者の有無
5	養育している小学生以下の子どもが多い世帯
6	経済的状況(課税所得金額)が低い世帯 ただし、4月1日入所は、前年の住民税額で判定する場合があります (勤務先からの交付が間に合わない等のやむを得ない場合を除き、証明がある者が優先)

Ⅱ 横浜市の認可保育所について

横浜市内には、市立と私立あわせて、383か所の保育所があります。
(平成19年11月現在)



1 保育時間

朝 7:30	日中	夕 18:30	夜
時間延長サービス <small>※事前の申込が必要です。 ※別途利用料がかかります。</small>	長時間保育	原則保育時間 8時間	長時間保育
			時間延長サービス <small>※事前の申込が必要です。 ※別途利用料がかかります。 ※間食代または夕食代が別途かかります。</small>

※「長時間保育」、「時間延長サービス」は各保育所で実施状況が異なります。

各区の保育所一覧で確認してください。

※「長時間保育」の利用については、家庭の状況に応じて、区福祉保健センターで決定します。

2 保育料

- 保育料は世帯にかかる前年の所得税等とお子さんの年齢によって決定しています。
※保育料の決定の基となる課税額は、配当控除、外国税額控除及び住宅取得(等)特別控除(いずれも税額控除)が控除される前の金額を用います。
- 保育料の納入は、原則として口座振替でお願いします。(振替日は毎月28日です)
- 月の途中で、入所または退所した場合は、日割りになります。
- 保育所または幼稚園に2人以上のお子さんが入所した場合、きょうだい割引があります。
- 世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払いが困難となる等一定の条件を満たす場合には、費用負担の軽減を図る制度があります。詳しくは各区役所サービス課にご相談ください。
- 新年度保育料は3月下旬に決定します。今年度の保育料表は、こちらをご覧ください。
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/kosodate/19hoikuseido.html>
※ 保育料は原則として口座振替の方法により納付してください。各月末までに納付がないときは、督促状や催告書の送付のほか、財産の差押等の滞納処分を受けることがあります。

3 時間延長サービス(事前に保育所への申込が必要です。)

- 時間延長サービスの利用料として30分あたり月額1,700円をご負担いただきます。
- 変則勤務等により、あらかじめ利用日がはっきりしており、その日数が月10日間以内である場合は、利用料及び間食(おやつ)代・夕食代を半額とします。
- 2人以上のお子さんが時間延長サービスを利用する場合、利用料を減免します。
(間食(おやつ)代・夕食代は減免にはなりません)
(第2子は第1子の50%を減免し、第3子は第1子の90%を減免します)

4 給食

3歳未満は完全給食、3歳以上は副食給食(おかずのみ)を実施しています。

※一部の保育所では、全年齢児童の完全給食を実施している施設もあります(ただし、3歳以上は主食代を別途徴収)。

5 障害児保育

障害のあるお子さんの入所希望については、申し込み前に、あらかじめ区役所サービス課にご相談ください。

6 その他

- 保育所の送迎は、必ず、保護者が行ってください。
- 入所当初は、「短縮保育」(少しずつ保育時間を延ばす)を行う場合があります。
- 入所を希望している保育所について、あらかじめ見学をされることをお勧めします。



★市立保育所の民間移管について★

横浜市では、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことを目的に、平成16年度から市立保育所の民間移管を進めています。詳しくは <http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/mineika/> をご覧ください。

こども青少年局保育運営課保育運営担当
TEL 045-671-2400

Ⅲ その他の保育施設について

1 家庭保育福祉員



(1) 家庭保育福祉員制度とは

仕事や病気などのために昼間子育てに専念できない保護者に代わり、横浜市によって認定された家庭保育福祉員が、家庭的な雰囲気の中で保育する制度です。

詳しくは、家庭保育福祉員に直接お問い合わせください。

(2) 事業の内容

①対象児童・・・横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日、1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない要件が必要です

②対象年齢・・・生後57日以上満3歳未満の児童が対象です。

③保育時間・・・原則として

平日 午前8時30分から午後4時30分

土曜日 午前8時30分から午後0時30分まで



※なお、この時間を超えて預ける時間外保育（平日：午前7時30分から午後7時、土曜：午前7時30分から午後3時30分）については、各区役所サービス課又は家庭保育福祉員に御相談ください。

④定員・・・原則として、家庭保育福祉員1人につき3人以内。認められた家庭保育福祉員については5人までです。

⑤保育料・・・前年（度）の所得税額に応じて決められています。多子減免制度もあります。

保育料は保護者が直接家庭保育福祉員にお支払いください。

新年度保育料は、3月下旬に決定します。

⑥昼食・・・お弁当の持参をお願いします。

⑦申込先・・・区役所サービス課又は直接家庭保育福祉員をお願いします。

※いずれの場合も区役所サービス課へ必要書類を提出していただきます。

家庭保育福祉員一覧

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/hoikuseido/fukushiin-ichiran.html>

メモ



2 横浜保育室

「横浜保育室」は、児童福祉法に定めた保育所（いわゆる認可保育園）ではありませんが、横浜市が独自に設けた基準（保育料・保育環境・保育時間など）を満たしており、市が認定し助成している認可外保育施設のことです。

本市では認定した横浜保育室に対し、0歳児に月額 105,100円・1～2歳児に月額 79,100円などを助成しています。（3歳児は暫定的に月額 8,900円を助成しています）

※ 制度及び助成金額は、平成19年11月現在の状況です。新年度の助成金額等は3月下旬に決定します。

（1）保育環境

①3歳未満のお子さんを助成対象とした施設です。（3歳以上児の受け入れを行っている施設もあります）

※横浜保育室の卒園予定者が、認可保育所に入所申込みされた場合は、入所の選考の際に優先順位を高く（1ランクアップ）しています。

②3歳未満のお子さんおおむね4人に1人、保育従事者を確保しています。

③全施設で給食を実施しています。

（2）保育料

①3歳未満のお子さんは58,100円を上限に施設が独自に設定しています。

※一定の所得以下の世帯の3歳未満児について、保育料を10,000円軽減します。

なお、所得基準は、3月下旬に決定します。

②横浜保育室・認可保育所・家庭保育福祉員・横浜市幼稚園預かり保育を利用するきょうだいがいる場合、3歳未満児は月額18,000円、3歳児は月額9,450円保育料が減額されます。

③消費税は非課税です。ただし、その他の実費負担等は課税の場合があります。

（3）保育時間

①平日7:30～18:30、土曜日7:30～15:30が基本時間です。

②延長保育を行っている施設もあります。

③休日保育を行っている施設もあります。



（4）助成対象児童

①助成対象児童となるのは、横浜市在住で、認可保育所の入所要件と同様に、月16日・1日4時間以上就労している等、保護者がお子さんを保育できない場合です。

（5）申込方法

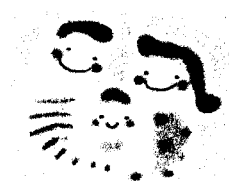
施設との直接契約になります。保育料・保育内容等をよく確認して、保護者の方が施設に直接お申し込みください。

（6）その他

「一時保育」を実施している施設もあります。パート就労・病気・冠婚葬祭・その他私的理由などで一時的に保育できない場合に利用できます。

横浜保育室の施設一覧はこちら

<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>



Ⅳ 認可保育所等での一般サービス

※一時保育、休日・年末年始保育、24時間型緊急一時保育、病児保育、病後児保育については、個別のリーフレットもご覧ください（実施保育所数はいずれも平成19年11月現在です）。

	内容	実施保育所数	利用方法
一時保育	パート勤務、病気、冠婚葬祭その他私的な理由で、一時的に保育できないときに、利用できます。	実施園は各区役所に問い合わせてください。	直接保育所に申し込み
休日・年末年始保育	お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭で保育できないときに利用できます。なお、一時保育としての利用もできます。	かながわ保育園（神奈川区） TEL 080 (3489) 2031 上大岡ゆう保育園（港南区） TEL 045 (882) 2014 とつかルーテル保育園（戸塚区） TEL 045 (862) 3086 聖保育園（港北区） TEL 045 (543) 3695	直接保育所に申し込み ※ただし事前の利用登録が必要です。
24時間型緊急一時保育	突発的に起きてしまう保護者等の病気、事故または急な出張などで、緊急にお子さんを預けなければならなくなった時、利用できます。	あおぞら保育園（神奈川区） TEL 045 (488) 5520 港南はるかぜ保育園（港南区） TEL 045 (849) 1877	直接保育所に申し込み 
病児保育	生後6か月以降、就学前の病気の児童を医療機関に併設した専用の病児保育室で、看護師等の専門スタッフが病初期の段階から一時的に保育します。 	星川小児クリニック（保土ヶ谷区） TEL 045 (336) 2264 シンパチャイルドクリニック（港北区） TEL 045 (542) 6941 水野クリニック（都筑区） TEL 045 (595) 1233 上大岡こどもクリニック（港南区） TEL 045 (842) 0420	直接実施医療機関に申し込み ※ただし実施医療機関に事前の利用登録が必要です。
病後児保育	病気の回復期にある就学前の児童を、専用の保育室で看護師等の専門スタッフが保育します。	あおぞら第2保育園（神奈川区） TEL 045 (413) 1114 睦町保育園（南区） TEL 045 (710) 6230 洋光台中央福祉保育センター（磯子区） TEL 045 (831) 7173 きらら保育園（金沢区） TEL 045 (790) 3440 緑園なえば保育園（泉区） TEL 045 (810) 6131	直接保育所に申し込み ※ただし利用を希望する保育所に、事前の利用登録が必要です。 
育児相談・施設開放等（育児支援センター園など）	園庭で遊びながら子育ての疑問や悩みを相談できます。同じ子育て中の人との出会いの場でもあります。 子育て中の方はどなたでも利用できます。	実施園は各区に問い合わせてください。 ……	相談・施設開放については、原則申し込みは必要ありませんが、その他事業について、一部、申し込みが必要なこともあります。

ヨコハマはびねすぽと

保育所などの情報は、ホームページで紹介しています。
<http://www.city.yokohama.jp/me/kodomo/unei/index2.html>

…

横浜市子ども青少年局保育運営課
 横浜市中区港町1-1
 045-671-2427
 発行年月日：平成19年12月1日

◆横浜市放課後児童育成事業比較表（平成20年度）

事業名	放課後キッズクラブ事業	はまっ子ふれあいスクール事業	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）
実施方式	補助	委託（充実型は補助方式）	補助
目的	小学校施設を活用し、すべての児童を視野に入れた安全で快適な放課後の居場所づくりを実施する。 17:00以降は主として留守家庭児童を対象としたプログラムで実施する。	小学校施設を利用して「遊び場」を確保し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することによって、子どもたちの創造性や自主性、社会性を養い、児童の健全育成を図る。	地域の理解と協力のもと、保護者の就労等の事情により、留守家庭となる児童の保護及び遊びをとおしての「健全な育成」を行う。
開始時期	平成16年度	平成5年度	昭和38年度
運営主体	原則として公募により選定した運営法人に補助。	学校・地域の理解と協力によって組織される運営委員会に委託する。（構成：PTA代表、学校長、地域の適任者、チーフパートナー、その他運営委員会が必要と認めた者） 【充実型】 運営委員会または公募により選定した運営法人に補助。	地域の理解と協力に基づいて組織される放課後児童クラブを運営する運営委員会（構成：自治会・町内会の代表者、民生・児童委員、青少年指導員、小学校の代表者、事業の対象者の保護者、その他児童の健全育成に理解と熱意を有する者）または法人に補助する。
実施か所数	64か所（年度当初 48か所）	301か所（充実型 28か所） （キッズ除く全市立小学校298、特別支援学校2、盲特別支援学校1）	179か所
実施場所	学校施設 （教室改修） ※「元気に遊べるスペース」と「静かに過ごせるスペース」の2つの活動場所を確保	学校施設 （はまっ子専用ルームあり221か所、なし80か所）	民間136、町内会館16、保育園・幼稚園11、専用施設15、学校1
対象児童	原則として、当該実施校に通学する1年生～6年生で参加を希望する児童。	原則として、当該実施校に通学する1年生～6年生で参加を希望する児童。 （特別支援学校・盲特別支援学校は、中学部まで）	横浜市内に在住し、かつ、小学校に就学している第1学年から第3学年までの留守家庭児童（障害児、特別な配慮を要する場合は6年生まで）
開設時間 （基本パターン）	平日：放課後～19:00 （17:00以降は留守家庭児童等） 土、長期休業中：8:30～19:00 （17:00以降は留守家庭児童等）	平日：放課後～18:00【充実型19:00】 土、長期休業中： 9:00～18:00 【充実型 8:30又は9:00～19:00】	平日：1日につき5時間以上、18:00まで ※クラブによって時間延長 土、長期休業中：9:00～18:00
利用料	参加料 17:00まで 無料 17:00以降 5,000円/月 一時参加：800円/回 （市民税非課税世帯月2,500円） 傷害見舞金制度負担金 500円/年 おやつ代等 実費	参加料 無料 傷害見舞金制度負担金 500円/年 おやつ代等 実費 【充実型参加料】 17:00まで 無料 17:00以降 5,000円/月 一時参加：800円/回 （市民税非課税世帯月2,500円）	平均保育料 15,520円/月 （市民税非課税世帯に減免した場合月2,500円加算補助）
運営体制 指導員等	○主任指導員（常勤）1名 ○指導員（常勤）1名 ○補助指導員（時給） （ローテーション勤務）必要数 ※障害児が参加する場合や参加児童数等の状況に応じて、補助指導員を増員	○チーフパートナー（常勤） （教員OB・地域選任）1名 ○アシスタントパートナー（時給） （ローテーション勤務）必要数 ※障害児が参加する場合や参加児童数等の状況に応じて、アシスタントパートナーを増員	・小規模クラブ（10人以上19人以下） ○指導員（常勤）1名 ○補助指導員（時給）1名 ・標準クラブ（20人以上35人以下） ○指導員（常勤）2名 ○補助指導員（時給）1名 ・大規模クラブ（36人以上） ○指導員（常勤）2名 ○補助指導員（時給）2名 ※障害児加算、長時間加算あり
参加児童数	登録児童数 14,195人 登録率 53.4% （48か所 平成20年7月末現在）	登録児童数 76,403人 登録率 45.9% （301か所 平成20年6月末現在）	登録児童数 6,080人 （179か所 平成20年4月現在）
平成20年度予算	予算額 1,038,196千円 予算か所数 64か所（年度当初 48か所） 1か所あたり基本予算額 10,575千円 ※他に加算あり （通年ベース）	2,089,668千円 301か所（年度末285か所） うち充実型28か所 6,422千円 ※他に加算あり	1,141,608千円 大規模：5,430千円 標準：4,512千円 小規模：2,582千円 } ※他に加算あり

放課後児童健全育成事業 補助金の比較(平成20年度)

(円)

	国 (補助率1/3)		横浜市	
事業費	開設日数 250日以上	平均児童数 10～19人	990,000	2,582,000
		平均児童数 20～35人	1,612,000	4,511,500
		平均児童数 35～70人	2,408,000	5,430,000
		平均児童数 71人～ (注1)	3,204,000	
	開設日数 200～249 日 (注2)	平均児童数 10～19人	0	2,174,500
		平均児童数 20～35人	1,611,000	3,793,000
		平均児童数 35～70人	1,611,000	4,616,000
		平均児童数 71人～	1,611,000	
その他	/		保護者負担減免 (非課税世帯1人あたり)	2,500/月
			施設賃借料補助 (1クラブあたり月12万上限)	120,000/月
			産前産後休暇に伴うアルバイト 経費	467,000

※(注1)(注)については、国の補助は平成21年度まで